

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）第五十二条の二第二項に規定する奈良県営住宅の駐車場の利用料金の額を次のとおり承認しました。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 平成二十七年三月三十一日以前に駐車場の使用許可を受けた者に係る利用料金

区 分	利 用 料 金	区 分	利 用 料 金
坊 城	二、〇〇〇円	阿 部	二、〇〇〇円
稗 田	一、八〇〇円	六 条 山	一、六〇〇円
平 城	二、四〇〇円	姫 寺	二、三〇〇円
北 和	一、九〇〇円	壳 間	二、二〇〇円
紀 寺 県 営 住 宅	二、四〇〇円		

二 平成二十七年四月一日以後に駐車場の使用許可を受ける者に係る利用料金

区 分	利 用 料 金

坊城	阿部	稗田	六条山	平城	姫寺	北和	壳間	紀寺 県営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二、三〇〇円
二、六〇〇円	二、三〇〇円	二、六〇〇円	二、四〇〇円	二、七〇〇円	一、九〇〇円	二、二〇〇円		